

## がん・生活習慣病対策に係る連携協定書

栃木県(以下「甲」という。)とテルモ株式会社(以下「乙」という。)とは、県民のがん・生活習慣病に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力をを行い、県民のがん・生活習慣病等の発症や重症化を予防することを目的とする。

### (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項(以下「協力事項」という。)を協力して実施するものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して定めるものとする。

(1) 県民等に対するがん・生活習慣病に係る正しい知識の普及啓発に関する事項

(2) その他甲及び乙が必要と認める事項

### (守秘義務)

第3条 本協定において、秘密情報とは、本協定に基づく協力事項の検討又は実施により相手方当事者(以下「開示者」という。)より開示を受けた営業上、技術上及び事業上の情報のうち、(ア)有体物又は電磁的方法により開示される情報で秘密である旨が明示された情報及び(イ)口頭、視覚的手段その他性質上秘密である旨の表示が困難な手段により開示・提供された情報で、開示の際に秘密である旨を説明した上で、当該開示後30日以内に開示内容を文書により特定し、秘密である旨を明記して相手方に開示した情報(以下「秘密情報」という。)をいう。ただし、次の各号の一に該当することを立証できる情報は秘密情報から除外する。

- (1) 開示者から開示提供を受け又は知得する前に既に公知公用のもの
- (2) 開示者から開示提供を受け又は知得する前に既に自己が保有していたもの
- (3) 開示者から開示提供を受け又は知得した後に、自己の責によらず公知公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領したもの
- (5) 開示者の秘密情報によらず、自己が独自に開発又は知得したもの

- 2 甲及び乙は、開示者の秘密情報を、本協定の履行以外の目的に使用してはならず、また開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、本協定の目的に必要な範囲で、自己の子会社に秘密情報を開示できる。
- 4 甲及び乙は、本協定の締結の事実及び協力事項の実施に際して乙が協力した事実を公表することができる。ただし、甲及び乙は、当該公表の前に、公表すること及び当該公表の内容について、相手方に書面で通知しなければならない。

### (協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5(2023)年2月3日までとし、期間の満了1か月前までに甲又は乙より終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

### (協定の見直し及び解除)

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

### (疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項は、甲乙協議の上別途定める。また、甲乙間で本協定の解釈等につき疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠意を持って協議し解決に努める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を所有する。

令和5(2023)年6月/日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事

福田富一

乙 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目2センターズビル2階

テルモ株式会社 宇都宮支店

支店長

佐野 寿和